

みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運営業務 仕様書

本仕様書は、みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運営業務（以下、「本件業務」という。）の概ねの事項を示すものであり、この内容は公募型プロポーザルの実施により決定した優先交渉者との協議により調整する。

1 業務名 みなとつるが山車会館リニューアル記念行事開催運営業務

2 業務の目的

北陸新幹線敦賀開業にあたり、みなとつるが山車会館（以下、「会館」という。）のリニューアルを内外に周知し、会館の魅力発信と敦賀市が誇る文化財である“つるがの山車”の知名度アップを図るため、会館内と会館前の敷地及び博物館通り共用駐車場においてリニューアル記念行事を開催する。

3 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月24日まで

※ ただし、行事の開催日時は以下のとおりとして、令和6年3月24日（日）までに撤収等の作業を全て完了すること。

①記念式典実施：令和6年3月16日（土）午後 ※時間未定

②イベント開催：令和6年3月17日（日）午前9時から午後4時まで

4 業務内容

本件業務は、北陸新幹線敦賀開業に合わせ、会館リニューアルの周知とPRを行うために記念行事を開催運営するものである。会場レイアウトなども含め、具体的な企画提案を行うこと。原則、参加事業者の自由提案とするが、会館が指定する下記に記載の必須項目については、提案内容に含めること。

(1) 記念式典の実施に係る設営、進行

記念式典は3月16日（土）午後、会館前敷地にて実施する。敦賀駅周辺で開催される他の式典等に参加する来賓がいる場合は、関係各所と調整を行うこと。

○記念式典会場の設営及び進行。来賓によるテープカットを含む。（5人～7人）

(2) 記念イベントの企画、立案及び開催運営

記念イベントは3月17日(日)午前9時から午後4時まで、会館内、会館前敷地及び博物館通り共用駐車場にて開催する。市民及び北陸新幹線敦賀開業により来敦した観光客等を博物館通りへ誘導し、リニューアルした会館の魅力を伝える企画を提案すること。また、イベント開催の広報及びノベルティ配布も提案に含めること。

- イベントの目玉として、博物館通りにおいて山車の巡行(雨天中止)を行う。(3)に記載する団体と調整し、必要経費を委託料に含めること。
- 来場者が参加でき、楽しめるプログラムやワークショップなどを提案すること。《自由提案》
- 子どもが楽しめる内容を入れること。
- 屋外でのイベントに対応できる設備の手配及び設営撤収を行うこと。
- 行事当日及び準備、撤収における安全管理を行うこと。
- ノベルティの作成及び配布。ノベルティは当日配付分500個を作成することを必須として、山車や新幹線敦賀駅コンコース柱の装飾にも採用された水引幕など、特色を活かしたものを提案すること。ただし、会館が作成するブックレット(A4サイズ)等と合わせて配布することを考慮に入れること。また、ノベルティ配布についても受注者が行うこととし、これに係る人員の手配運用等も経費に含めること。
- 道路使用許可等、行事開催に必要な申請、当日の警備等、安全管理にかかる手配等は受託者が行うこと。
- 謝礼等を支払う必要がある場合は、委託料の範囲内で行うこと。

(3) 団体等との連絡調整

- つるがの山車保存会と調整を行い、博物館通りにおける山車巡行に係る費用を提案に含めること。(山車巡行日当:5,000円/30名、衣装(法被・腰紐・はちまき)クリーニング代150着分/警備2名)
- 晴明の朝市実行委員会が同日開催する「晴れの(日)」と調整を行い、連携して博物館通り全体の賑わい創出に繋げること。
- 市内各所で行われる新幹線開業イベントの主催者と連絡調整し、来場者への案内等に齟齬が発生しないよう留意すること。

(4) その他記念行事開催運営全体に関する事

- 会館のリニューアル及び記念行事の開催を周知する広報の実施。記念行事開催の同日、市内各所で新幹線開業イベントが実施されるため、来場者を博物館通りへ回遊させることを考慮した周知方法を提案すること。ただし、SNSによる広報は個別業務として実施するため提案に含めない。

- 博物館通り及び博物館通り共用駐車場の利用にあたっては、利用者の動線を確保すること。
- イベント準備の段階で、会館と十分に協議すること。
- 3月16日から17日にわたる2日間の中で、設営の備品や機材が施錠のできる空間に収まらない場合は夜間警備をつけること。警備員の手配は受注者において行うこと。

5 上記要件を満たした上で特に提案があれば提案書に記載すること。

6 安全管理

- (1) イベント実施にあたり、会館及び受注者は本業務に係る来場者間の私的トラブルについて一切の責任を負わない旨を、来場者に十分に周知すること。
- (2) 来場者と受注者との間、又は来場者同士のトラブル防止のために必要な措置を講ずること。
- (3) 事故等の場合に備え、必要な保険に加入すること。
- (4) イベント開催運営にあたり、手洗いの励行や消毒など、状況に応じて感染防止対策を会館や連携団体と協議の上講ずること。

7 成果品等

- (1) イベント実施報告書 1部及びデータ一式
業務実施記録、イベント広報成果、打合せ記録、その他関係資料

8 再委託の制限等

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に会館に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 委託限度額

3,500,000円を上限とする。

(消費税及び地方消費税額等の一切の経費を含む。)

- (1) 委託価格は「4 業務内容」に係る経費を計上すること。
- (2) ステージ、椅子、机等のイベントに要する備品の借用及び設置経費を計上すること。

- (3) イベント当日に要する消耗品（ゴミ袋、消毒液等）は、委託価格に含めること。
- (4) 来場者及び参加者の新型コロナウイルス感染症防止対策は、委託価格に含めること。

10 その他

- (1) 本件業務は、敦賀市財務規則に基づき、契約を履行する。
- (2) 受注者は、本件業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務に遂行するものとする。
- (3) 受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受注者は、本件業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- (4) イベントの中止の判断は会館が行う。受注者はイベント等に中止の恐れが生じた場合は、速やかに会館に報告して判断を仰ぐこと。
 - ① イベントの中止が受注者の都合に起因する場合は、イベントの中止までに要した費用は、全額受注者の負担とし、業務委託料から減額する。
 - ② イベントの中止が不可抗力（自然災害等）、感染症拡大防止に起因する場合は、中止したイベントに係る経費の内、中止によって不要となった経費については、会館と受注者が協議の上、金額を決定し、業務委託料から減額する。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度会館と受注者が協議のうえ定めるものとする。